

## 1 計画策定の趣旨

栃木県教育委員会では、これまで「とちぎ教育振興ビジョン」（一期 H13～H17、二期 H18～H22、三期 H23～H27）、「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」（H28～R2）を策定し、積極的かつ計画的に教育行政を推進してきました。前計画である「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」では、「とちぎから世界を見つめ 地域とつながり 未来に向かって ともに歩み続ける人間を育てます」の基本理念を掲げ、学校教育で培った力を基盤にして生涯にわたり学び続け、主体的に社会に参画し、広い視野を持って私たちの未来をつくっていける人間の育成を目指した教育を推進してきたところです。

この間、人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化等が一層進み、国においては、こうした状況を踏まえ、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育政策の中心に据えた「第3期教育振興基本計画（平成30年6月）」を策定し、この計画に基づいた様々な教育改革が進められてきました。

本県においては、令和2（2020）年度に前計画の最終年度を迎えたことから、おおむね2030年頃までの社会の変化を見通して、必要な施策を計画的かつ効果的に推進していくために、前計画の成果や課題を踏まえるとともに、国の第3期教育振興基本計画の内容を参照しながら、これから5年間の本県教育行政の基本方向を示す「栃木県教育振興基本計画 2025」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画の策定に当たっては、前計画の基本理念の考え方を継承しつつ、特に、次代を担う子どもたちに、予測困難な時代をたくましく生き抜く力を育むことを重視しました。

## 2 計画の性格

教育基本法第17条第2項では、地方公共団体は、国が定める教育振興基本計画を参照し、地域の実情に応じた、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定しています。本計画は、教育基本法に基づく、本県の教育振興基本計画として策定したものです。

また、県政の基本指針を示した栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」や、知事が策定する栃木県教育大綱とも整合性を図りながら策定したものです。

なお、特別支援教育、生涯学習、体育・スポーツ、文化財に関する詳細については、それぞれ「栃木県特別支援教育推進計画」、「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）」、「栃木県スポーツ推進計画 2025」、「栃木県文化財保存活用大綱」として別途作成しております。

### 3 計画の構成

本計画は、「総論」と「各論」で構成しています。

「総論」では、教育をめぐる社会の状況を示すとともに、それらを踏まえた本県教育の基本理念、基本目標など、本県教育の基本方向を明らかにしています。

「各論」では、基本理念、基本目標の実現を目指した20の基本施策について、施策の方向と今後5年間で取り組んでいく主な内容を示しています。

#### 1 各論の構成について

まず、その基本施策の全体像が分かるように「施策の方向」を記載し、続いて、計画期間の5年間で実施する「主な取組」を記載しています。最後に、各基本施策の進捗状況の一部を定量的に把握できるものを推進指標として記載しています。

推進指標には、数値化しやすいもの、学校等の負担を増やさないよう、できるだけ既存の調査から把握できるものを選んでいます。ただし、これらの指標は進捗状況の全てを表すものではなく、あくまでも各基本施策の進捗状況の一部を定量的に把握するものです。

#### 2 注釈等について

専門的な用語には注釈を付けるとともに、内容の理解を助けるものとして、資料・写真等をできるだけ多く掲載しました。また、掲載した資料のうち、Web上で公開しているものについては、QRコードを掲載しました。

#### 3 学校の表記について

記載されている「幼稚園等」「小学校」「中学校」「義務教育学校」「高等学校」「特別支援学校」について、特別な記載がない場合は、公立学校を指します。

また、「幼児期」とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校幼稚部を、「小学校段階」とは、小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を、「中学校段階」とは、中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部を、「高等学校段階」とは、高等学校、特別支援学校高等部を、それぞれ指します。

### 4 計画の期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

### 5 計画の進行管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について、毎年点検及び評価を行います。計画に記載した各施策の実施に当たっては、この点検及び評価を踏まえ、適宜必要な改善等を図りながら、効果的な教育行政を推進できるよう努めていきます。